神戸市多胎妊産婦等へのピアサポーター派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、多胎妊産婦等を対象に、多胎児の妊娠・出産及び育児に対する悩みや不安を、多胎児の子育て経験のあるピアサポーターによる相談を行うことで、不安や悩みの軽減、孤立感の解消を図ることを目的として実施する「神戸市多胎妊産婦等へのピアサポーター派遣事業(以下、「本事業」という。) について必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

- 第2条 本事業の実施主体は、神戸市とする。ただし、前条の目的を達成するために本事業について、 適切な事業運営が確保できると認められる団体等に委託することができるものとする。本事業の 委託を受ける団体等(以下、「団体」という。)は、次の各号の要件を満たすものとする。
 - (1) 本事業に従事する多胎児の育児経験のあるピアサポーター(以下、「多胎ピアサポーター」という。)の人員の確保ができること。
 - (2) 第4条に規定する事業内容を提供できること。
 - (3) 区保健福祉部、北神区役所こども家庭支援課、北須磨支所保健福祉課(以下、「区保健福祉部等」という。) および神戸市こども家庭局と連携・調整を行うことができること。

(対象者)

- 第3条 本事業の利用対象者(以下、「利用者」という)は、神戸市に居住する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 多胎妊婦
 - (2) 1歳未満の多胎児を養育する保護者

(事業内容)

- 第4条 本事業は、第3条に規定する対象者へ多胎ピアサポーターを派遣し、次に掲げる内容を行う
 - (1) 自宅等への多胎ピアサポーターの派遣 利用者の自宅等へ多胎ピアサポーターを派遣し、多胎児の育児に関する相談等を行う。
 - (2) 乳児健診時の同行サポート

乳児健診会場で多胎ピアサポーターが付添い、待ち時間を利用して利用者へ多胎児の育児に関する相談等を行う。

- (3) 多胎児の育児に関する相談等は次に掲げる内容を行う。
 - ア 多胎児の妊娠・出産・育児に関する不安や悩み等の相談
 - イ 多胎児のサークル等に関する情報提供
 - ウ その他、利用者が話す不安や悩みの傾聴

(利用回数)

第5条 多胎児の妊娠中から産後1年未満までの期間をとおし、5回を上限とする。

(利用期間)

- 第6条 多胎児の妊娠中から多胎児を出産後1年未満までとする。
 - 2 出生後から多胎児を養育している保護者の場合、当該多胎児が1歳になる前日までとする。

(実施日・実施時間)

- 第7条 実施日及び実施時間は次の各号に定める通りとする。
 - (1) 自宅等への多胎ピアサポーターの派遣の実施日時は、毎週月曜日から金曜日の 10 時から 12 時を基本とし、対象者の希望によっては毎週月曜日から金曜日の 13 時から 16 時までも含める。ただし、祝日及び 12 月 29 日~1 月 3 日までの期間は除く。
 - (2) 乳児健診時の同行サポートの実施日時は、毎週月曜から金曜日の10時から16時を基本とし、 乳児健診の同行にかかる時間に応じ柔軟に対応するものとする。ただし祝日及び12月29日~ 1月3日までの期間は除く。

(利用の申込)

第8条 本事業の利用を希望する者は、神戸市こども家庭局家庭支援課へ利用申込を行わなければならない。

(申込者情報の取扱い)

第9条 前条の利用申込があったもののうち本事業対象と認められるものについて、神戸市こども家庭 局家庭支援課は、団体及び当該申込者の居所のある区保健福祉部等へ申込者情報を送付する。

(日程調整等)

- 第 10 条 団体は、申込者情報を受領後、派遣する多胎ピアサポーターを調整の上、申込者と日程調整 を行う。
 - 2 初回の自宅等への訪問時及びその他保健師の同行が必要な場合は、当該申込者の居所のある区保 健福祉部等へ連絡を行い、日程調整を行う。

(変更の連絡等)

- 第11条 利用者は、申請した事項に変更が生じた場合は、速やかに、団体に連絡しなければならない。
 - 2 前項の変更のうち、日程を変更又は中止する場合は、利用者は当該利用日の前日の17時までに、 E-mail 又は電話等の手段により団体に連絡しなければならない。
 - 3 変更連絡を受けた団体は、E-mail 又は電話等の手段で、区保健福祉部等に連絡するものとする。 なお、区保健福祉部等職員が訪問時同行をする予定であった場合は、団体は速やかに連絡すること。
 - 4 利用者の都合により当日急遽キャンセルとなった場合のうち、すでに多胎ピアサポーターが目的 地に向かっていた場合は、当該訪問にかかる費用として別表2に定める額をキャンセル料として、 神戸市は団体の請求に基づき支払う。
 - 5 団体の都合により当日キャンセルをした場合は、神戸市は別表2に定める額を支払わない。

(実施結果の報告)

- 第 12 条 団体は、神戸市多胎妊産婦等へのピアサポーター派遣事業内容確認書(様式1号)、および神戸市多胎妊産婦等へのピアサポーター派遣事業報告書(様式2号)を作成し、神戸市へ報告するものとする。
 - 2 団体は、本事業の利用者のうち、継続的に支援が必要な利用者について、区保健福祉部等と情報 交換を行う等、連携するものとする。

(委託料)

- 第13条 本事業に要する1件あたりの費用は、別表1に定める額とする。
 - 2 前項のほか、事業実施にあたって必要な事務費等の金額及び支払方法は、別途締結する委託契約において定める。

(委託料の請求)

- 第 14 条 団体は、本事業の委託料の請求について、神戸市多胎妊産婦等へのピアサポーター派遣事業月別利用報告書(様式3号)、神戸市多胎妊産婦等へのピアサポーター派遣事業委託料請求書(様式4号)を作成し、第 12 条に記載する神戸市多胎妊産婦等へのピアサポーター派遣事業内容確認書(様式1号)、および神戸市多胎妊産婦等へのピアサポーター派遣事業報告書(様式2号)の当月分を併せて、翌月 10 日までに市長に請求するものとする。
 - 2 前条2項に規定する、事業実施にあたって必要な事務費等の請求方法は、別途締結する委託契約 において定める。

(委託料の支払)

第 15 条 市長は、前条の規定に基づき費用の請求を受けたときは、その請求内容を審査し、支払要件 を満たしているものについて、別途締結する委託契約に基づき支払を行う。

(研修の実施)

第 16 条 団体は、本事業に従事する多胎ピアサポーターに対し、必要な研修を実施または受講させ、 資質向上に努めるものとする。

(帳票類の整備等)

- 第 17 条 団体は事業の適正な実施を確保するため、サービスに関する記録、その他必要と認める帳票 類を整備しなければならない。
 - 2 市長は、団体に対し、帳票類等の提出又はサービス内容の確認等について、必要な調査を実施することができる。

(帳票類の保管及び廃棄)

- 第18条 帳票類は5年間保存しなければならない。保存に際しては、所定の保管場所に収納し、滅失、 毀損、盗難等の防止に十分留意するものとする。
 - 2 保存年限の過ぎた帳票類を廃棄する場合は、裁断または溶解処理を確実に実施するものとする。
 - 3 前項の処理を行った場合は、その旨を書面で市長に報告しなければならない。

(事業内容の改善)

第 19 条 市長は、本事業の適正な実施を図り、良質なサービスが提供されるよう、団体の業務内容を 調査し、改善について必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の保護)

第 20 条 本事業を実施するにあたっては、利用記録の漏洩を防止するとともに、実施担当者には守秘 義務を課すなど、関係法令を遵守することに加え、別に定める「個人情報取扱特記事項」及び神戸 市個人情報保護条例に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記事項やガイドライン等を遵守 するものとする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は令和3年10月1日から施行する。

(別表1) 第13条に定める1件あたりの委託料

多胎ピアサポーター派遣の人数	委託料 (税込)
1名の派遣の場合	4,400円
2名の派遣の場合	8,800円

(別表2) 第11条4項に定めるキャンセル料

多胎ピアサポーター派遣の人数	委託料 (税込)
1名の派遣の場合	2,200円
2名の派遣の場合	4,400円